

法務省民二第506号  
令和5年3月23日

法務局長 殿  
地方法務局長 殿

法務省民事局長  
(公印省略)

不動産登記規則等の一部改正に伴う不動産登記事項証明書等の交付事務  
の取扱いについて (通達)

不動産登記規則等の一部を改正する省令 (令和5年法務省令第6号) が本年  
4月1日から施行されることに伴い、平成23年3月25日付け法務省民二第  
767号当職通達「不動産登記規則等の一部改正に伴う登記事務の取扱いにつ  
いて」の一部を下記のとおり改正し、本年4月1日から実施することとしまし  
たので、この旨貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応  
する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

改 正 後	改 正 前
<p>第1 証明書の交付の請求に関する登記事務の取扱い</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 1の方法により証明書の交付を請求した者が当該証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める次の<u>事項</u>を当該登記所に<u>申告</u>しなければならないこととされた（規則第197条の2、第200条第4項及び第201条第4項）。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>4 [略]</p>	<p>第1 証明書の交付の請求に関する登記事務の取扱い</p> <p>1・2 [同左]</p> <p>3 1の方法により証明書の交付を請求した者が当該証明書を登記所で受領するときは、法務大臣が定める次の<u>情報</u>を当該登記所に<u>提供</u>しなければならないこととされた（規則第197条の2、第200条第4項及び第201条第4項）。</p> <p>(1)～(3) [同左]</p> <p>4 [同左]</p>
<p>備考 表中の [ ] の記載は注記である。</p>	